佐賀県人事委員会細則第2号

佐賀県職員の任用に関する規則の実施規程(昭和44年佐賀県人事委員会細則第1号)の一部を次のように改正する。 平成28年3月31日

佐賀県人事委員会事務局長 社 頭 文 吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線のとおりである。

人の衣に拘りる尻足の以上部力は、下縁のとのうである。							
改正前		改正後					
(選考請求書等) 第3条 任命権者は、任用規則第10条の6又は第10条の7の各号のいずれかに該当する場合において、選考の請求をしようとするときは、それぞれ次表の採用又は昇任の区分に従い、請求書及び添付書類を人事委員会に提出しなければならない。 採用又は昇		(採用選考請求書) 第3条 任命権者は、任用規則第10条の6の各号のいずれかに該当 する場合において、選考の請求をしようとするときは、採用選考					
任用規則 第10条の7昇任選考請 求書1 履歴書 2 勤務成	<u>績を証明する書面</u> 2人事委員会が必要と認						

- ・ 人事委員会は、削塡の規定により<u>請水書</u>を受埋したとさは、そ 2 人事委員会は、削塡の規定によ の内容を審査し、その結果を<u>採用選考にあっては</u>採用選考結果通 きは、その内容を審査し、その結 知書により、昇任選考にあっては昇任選考結果通知書により、任 任命権者に通知するものとする。
- 2 人事委員会は、前項の規定により<u>採用選考請求書</u>を受理したと きは、その内容を審査し、その結果を採用選考結果通知書により、 任命権者に通知するものとする。

改正前

改正後

命権者にそれぞれ通知するものとする。

(請求書等の様式)

第8条 この規程に規定する様式の様式番号、提出者、提出先者及│第8条 この規程に規定する様式の様式番号、提出者、提出先者及 び提出部数は、次のとおりとする。

様式の名称	様式番号		提出者	提出先者	提出部数
略					1部
採用選考請求	"	3	任命権者	人事委員	
書				会委員長	
昇任選考請求		4	<u>"</u>	<u>"</u>	
畫					
採用選考結果	"	5	人事委員	任命権者	
通知書			会委員長		
昇任選考結果		6	<u> </u>		
通知書					
臨時的任用報	"	7	任命権者	人事委員	
告書				会事務局	
				長	
略					

(請求書等の様式)

び提出部数は、次のとおりとする。

様式の名称	様式番号		提出者	提出先者	提出部数
略					1部
採用選考請求書	"	3	任命権者	人事委員 会委員長	
採用選考結果通知書	"	5	人事委員 会委員長	任命権者	
臨時的任用報 告書	"	7	任命権者	人事委員 会事務局 長	
略					

様式第4号及び様式第6号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第6号 削除

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。